

青森県報

号外第二十一号

平成二十年
三月二十四日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則……………

(人 事 課) …… 一

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………

(同) …… 一

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………

(税 務 課) …… 二

教育委員会

青森県費負担教職員の人材育成・評価に関する規則……………

(義務教育課) …… 三

青森県立学校職員の人材育成・評価に関する規則……………

(同) …… 四

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………

(同) …… 六

公安委員会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する規則第三条による告示……………

(情報管理課) …… 八

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第十九号」を「第二十四条第十九号」に改める。

第三条中「第四十一条第七号」を「第四十二条第七号」に改める。

第四条中「第四十四条第六号」を「第四十五条第六号」に改め、同条第一号中「第四十四条第二号」を「第四十五条第二号」に改め、同条第二号中「第四十四条第三号」を「第四十五条第三号」に改める。

第五条中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項を削る。

第二号様式の中の「(自動車税)」を「(個別納付に係る自動車税)」に改め、同様式のその五を同様式のその六とし、同様式のその四を同様式のその五とし、同様式のその三の次に次のように加える。

その4 (一括納付に係る自動車税)

自動車税納付税通知書(一括納付用)

次のとおり納めてください。

年 月 日

東青森県県民局長 印

様

年度	自動車登録番号	別紙のとおり
税 額	別紙のとおり	別紙のとおり
合 計 税 額		
納 期 限		年 月 日

- 1 賦課の根拠
本県は、地方税法第145条及び青森県県税条例第150条の規定によって賦課されたものです。
- 2 納付の場所
青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関
- 3 延滞金
まだに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に際し、年額に年14.8パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）と一括期間の満了する各年の前年の1月30日を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（の割合を乗じた計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合、延滞は1,000円未満の端数があるとき、又は全額が、000円未満であるときは、その商数又は金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。
- 4 賦課について不服がある場合
この賦課について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に納税に対して審査請求をすることができ、前記の審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議を提出し、前記の審査請求の代表者となります。）提出することができ、
なお、処分（処分が審査請求の代表者となる）を提出するときは、
①審査請求があつた日から3月を経過して、
②処分（処分）の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
③その他裁決を遅くしてはならないにつき正当な理由があるときは、裁決を遅くしても処分の取消しの訴えを提起することができ、

23.6cm

22.8cm

別紙

税額等に関する明細

自動車取得番号	車台番号	排気量 (cc)	税額(円)	自動車取得番号	車台番号	排気量 (cc)	税額(円)

22.8cm

23.6cm

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県費負担教職員の人材育成・評価に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県費負担教職員の人材育成・評価に関する規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十六条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の資質能力の向上及び学校組織の活性化に資するための人材育成・評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 人材育成・評価 目標管理を踏まえて、評価者評価を行うことをいう。
- 二 目標管理 職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価することをいう。
- 三 評価者評価 職員が職務遂行の過程で発揮した意欲、能力及び実績を評価することをいう。

(対象となる職員)

第三条 人材育成・評価は、非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する

者を除くすべての職員について実施するものとする。

(目標管理の実施)

- 第四条 目標管理は、職員が、県教育長が定める自己目標シートによって、職務遂行上の重点目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その達成に向けて取り組み、達成状況及び取組状況を職員及び第七条に定める評価者が評価するものとする。
- 2 自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、職員に対し助言又は指導を行うため、学校に助言指導者を置くものとする。
- 3 助言指導者は、第七条に定める第一次評価者とする。

(評価者評価の種類及び実施時期)

- 第五条 評価者評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。
- 2 定期評価は、毎年一回定期に実施するものとする。
- 3 条件評価は、条件附採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。
- 4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、随時実施するものとする。

(評価期間)

第六条 評価者評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、県教育長が定める。

(評価者)

第七条 評価者は、次の表の上欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる者とする。

校長	評価対象者	
	第一次評価者	第二次評価者
教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）又は市町村教育長が指定した者
	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者	校長
教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員	教頭	校長
	校長	市町村教育長が指定した者

(評価者評価の実施及び報告)

- 第八条 評価者は、県教育長が定める評価シートによって評価を行い、その結果を、県教育長が定めるところにより、市町村教育委員会に報告するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、評価者評価の結果を県教育長が定める評価結果報告書により、県教育委員会に報告するものとする。

(評価者評価の結果の取扱い)

- 第九条 評価者評価に関わる者は、評価者評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報保護の保護について特に慎重を期さなければならない。
- 2 評価者評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

(異論の申出)

- 第十条 前条第二項の規定により開示を受けた職員は、評価者評価の結果（評価者が複数である場合は、第二次評価者による評価の結果に限る。）に異論があるときは、市町村教育長に対し、異論の申出をすることができる。

(評価シートの効力)

- 第十一条 評価シートは、評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。
- 2 評価シート（条件評価に係るものを除く。）は、新たに評価シートが作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は二年間を限りとする。

(保管の期間)

- 第十二条 自己目標シート、評価シート及び評価結果報告書の保管期間は、二年間とする。

(委任)

- 第十三条 この規則に定めるもののほか、人材育成・評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 青森県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年五月青森県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

青森県立学校職員の人材育成・評価に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校職員の人材育成・評価に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十条第一項の規定に基づき、県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の資質能力の向上及び学校組織の活性化に資するための人材育成・評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 人材育成・評価 目標管理を踏まえて、評価者評価を行うことをいう。
- 二 目標管理 職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価することをいう。
- 三 評価者評価 職員が職務遂行の過程で発揮した意欲、能力及び実績を評価することをいう。

(対象となる職員)

第三条 人材育成・評価は、非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。

(目標管理の実施)

第四条 目標管理は、職員が、県教育長が定める自己目標シートによって、職務遂行上の重点目標(以下「自己目標」という。)を設定し、その達成に向けて取り組み、達成状況及び取組状況を職員及び第七条に定める評価者が評価するものとする。

2 自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、職員に対し助言又は指導を行った

3 助言指導者は、第七条に定める第一次評価者とする。

(評価者評価の種類及び実施時期)

第五条 評価者評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年一回定期に実施するものとする。

3 条件評価は、条件附採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、随時実施するものとする。

(評価期間)

第六条 評価者評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)は、県教育長が定める。

(評価者)

第七条 評価者は、次の表の上欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる者とする。

	評 価 対 象 者	第 一 次 評 価 者	第 二 次 評 価 者
校長		県教育長又は県教育長が指定した者	
教頭、事務長	校長	校長	県教育長又は県教育長が指定した者
	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員	教頭	校長
	事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)	事務長	校長

(評価者評価の実施及び報告)

第八条 評価者は、県教育長が定める評価シートによって評価を行い、その結果を、県教育長が定める評価結果報告書により、県教育委員会に報告するものとする。

(評価者評価の結果の取扱い)

第九条 評価者評価に関わる者は、評価者評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報保護について特に慎重を期さなければならない。

2 評価者評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

(異論の申出)

第十条 前条第二項の規定により開示を受けた職員は、評価者評価の結果(評価者が複数である場合は、第二次評価者による評価の結果に限る。)に異論があるときは、県教育長が定める方法により、県教育長に対し、異論の申出をすることができる。

(評価シートの効力)

第十一条 評価シートは、評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 評価シート(条件評価に係るものを除く。)は、新たに評価シートが作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は一年間を限りとする。

(保管の期間)

第十二条 自己目標シート、評価シート及び評価結果報告書の保管期間は、二年間とする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、人材育成・評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 青森県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年五月青森県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「育児休業計画書(第一号様式の二)」を「育児休業等計画書(第一号様式)」に、同条第三項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第四条第二項中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。
第七条を第十条とする。

第六条中「部分休業」の下に「と、同項第四号中「養育」とあるのは「当該部分休業をすることにより養育している時間に養育」を加え、同条を第九条とする。

第五条第一項中「第三号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第五条 法第十条第二項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書(第四号様式)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までにを行うものとする。

2 第二条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、「育児休業承認請求書」とあるのは「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求手続)

第六条 前条の規定は、法第十一条第一項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第七条 第四条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、第四条第一項中「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と、同項第四号中「養育」とあるのは「当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に養育」と読み替えるものとする。

第一号様式中「を請求」を「(育児休業の期間の延長)を請求」に、

育児休業	育児休業期間の延長
再度の育児休業	再度の育児休業期間の延長

(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)

を

第1号「育児休業計画書」や「育児休業等計画書」は「再度の育児休業の」や「再度の育児休業（育児短時間勤務）」の「

1 請求に係る子		
氏名	生年月日	年月日生
2 請求者の育児休業計画		
育児休業請求期間	年月日から	年月日まで
再度の育児休業請求予定期間	年月日から	年月日まで
3 配偶者の養育計画		
配偶者の氏名		
養育予定期間	年月日から	年月日まで
子を養育するために利用する制度等	育児休業	育児休業以外の休業・休暇 その他（ ）
4 備考		

1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求に係る子		
氏名	生年月日	年月日生
3 請求者の計画		
請求期間	年月日から	年月日まで
再度の請求予定期間	年月日から	年月日まで

を

4 配偶者の養育計画	
配偶者の氏名	
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他（ ）
5 備考	

第2号「育児休業請求期間」は「請求者の育児休業請求期間」や「請求期間」欄に記載の「育児休業承認請求書」の「又は育児短時間勤務承認請求書」や「又は」欄に記載の「

2 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。

第1号「育児休業計画書」の「1」や「2」に記載の「育児休業計画書」の「

1の「育児休業」は「1」や「2」に記載の「育児休業計画書」の「

公安委員会

青森県公安委員会（第15号）

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報組織を使用し得ることができるとしている申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおりとする。

平成二十年三月二十四日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） 道路交通法施行規則（昭和三十五年十二月総理府令第六十号） 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）	法 令 等 の 名 称
第九十九条の六第一項	第七十四条の三第五項 第九条の十二 第九条の十三 第十七条	条 項
	平成二十年四月一日	使用を開始する日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭